

車体課税[国税]の見直し (平成29年度税制改正大綱の内容;自動車重量税)

自動車重量税

・自動車重量税のエコカー減税については、以下のとおり要件を見直した上で2年間延長。

(現行)

対象車	初回車検	2回目車検
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル乗用車	免税	免税
H32年度燃費基準 +50%達成		
H32年度燃費基準 +40%達成		
H32年度燃費基準 +30%達成		
H32年度燃費基準 +20%達成		
H32年度燃費基準 +10%達成	▲75%	
H32年度燃費基準 達成	▲50%	
H27年度燃費基準 +10%達成	▲25%	
H27年度燃費基準 +5%達成		
H27年度燃費基準 達成	(本則)	

(H29.5.1~H30.4.30)

初回車検	2回目車検	
免税	免税	
		▲75%
		▲50%
		▲25%
(本則)	※1	

(H30.5.1~H31.4.30)

初回車検	2回目車検	
免税	免税	
		▲75%
		▲50%
		▲25%
(本則)	※1	



- ※1) ガソリン車への配慮、円滑な基準の切り替えの観点から、経過措置として、平成29年5月1日～平成30年4月30日の間は、2015年度燃費基準+5%達成しているガソリン車(ハイブリッド車、軽除く。新車。以下同じ)、平成30年5月1日～平成31年4月30日の間は、2015年度燃費基準+10%達成している車には本則税率を適用。
- ※2) 平成29年5月1日～平成30年4月30日の間に車検証の交付等を受ける場合、2015年度燃費基準+5%達成しているガソリン車には本則税率を適用。また、平成30年5月1日～平成31年4月30日の間に車検証の交付等を受ける場合、2015年度燃費基準+10%達成している車には本則税率を適用。
- ※3) ガソリン自動車及びハイブリッド自動車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減車(★★★★)又は平成30年排出ガス基準50%低減車に限る。

車体課税[地方税]の見直し (平成29年度税制改正大綱の内容;自動車取得税)

自動車取得税 (乗用車)

・自動車取得税(乗用車)のエコカー減税については、以下のとおり要件を見直した上で2年間延長。

(現行)

対象車		内容
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル乗用車		非課税
ガソリン車 ハイブリッド車	H32年度燃費基準+20%達成	
	H32年度燃費基準+10%達成	▲80%
	H32年度燃費基準達成	▲60%
	H27年度燃費基準+10%達成	▲40%
	H27年度燃費基準+5%達成	▲20%



(H29.4~H31.3)

対象車		H29	H30
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル乗用車		非課税	非課税
ガソリン車 LPG車 ハイブリッド車	H32年度燃費基準+40%達成		
	H32年度燃費基準+30%達成		▲80%
	H32年度燃費基準+20%達成	▲60%	▲60%
	H32年度燃費基準+10%達成	▲40%	▲40%
	H32年度燃費基準達成		▲20%
		▲20%	
	H27年度燃費基準+10%達成		

※ガソリン車及びハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。

※ガソリン車、LPG車及びハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

車体課税[地方税]の見直し (平成29年度税制改正大綱の内容;自動車取得税)

自動車取得税 (重量車)

車両総重量3.5t超のバス又はトラック

(現行)

対象車		内容	
排出ガス要件			
ポスト新長期規制NOx・PM+10%低減またはH28規制適合※	ポスト新長期規制適合		
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル乗用車		非課税	
ディーゼルハイブリッド車	H27年度燃費基準+15%達成	—	
	H27年度燃費基準+10%達成	H27年度燃費基準+15%達成	▲80%
	H27年度燃費基準+5%達成	H27年度燃費基準+10%達成	▲60%
	H27年度燃費基準達成	H27年度燃費基準+5%達成	▲40%

※平成28年規制適合車は7.5t超のものに限る。

・自動車取得税(重量車)については、以下のとおり見直した上で2年間延長。

(H29.4~H31.3)



対象車		内容
排出ガス要件		
ポスト新長期規制NOx・PM+10%低減またはH28規制適合		
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル乗用車		非課税
ディーゼルハイブリッド車	H27年度燃費基準+15%達成	
	H27年度燃費基準+10%達成	▲75%
	H27年度燃費基準+5%達成	▲50%
	H27年度燃費基準達成	▲25%

自動車取得税 (中量車・軽量車)

・重量車と同様の考え方に基づき、排出ガス・燃費(H27年度燃費基準)の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて、税率を軽減。

車体課税[地方税]の見直し (平成29年度税制改正大綱の内容;自動車税・軽自動車税)

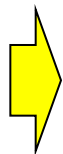
自動車税

- ・自動車税のグリーン化特例(軽課)については、以下のとおり要件を見直した上で2年間延長。
- ・グリーン化特例(重課)についても適用期限を2年間延長し、H30およびH31年度分を対象とする。

(現行)

対象車	内容
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル乗用車	▲75%
H32年度燃費基準 +10%達成	
H27年度燃費基準 +20%達成	▲50%

※ 平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る(電気自動車等を除く)



(H29.4~H31.3) ※軽課年度:取得の翌年度分のみ

対象車	内容
電気自動車 燃料電池車 プラグインハイブリッド自動車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル乗用車	▲75%
H32年度燃費基準 +30%達成	
H32年度燃費基準 +10%達成	▲50%

※ 平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る(電気自動車等を除く)

軽自動車税

- ・軽自動車のグリーン化特例(軽課)については、以下のとおり要件を見直した上で2年間延長(貨物用についても2年間延長)。

(現行)

対象車	内容
電気自動車 天然ガス自動車	▲75%
H32年度燃費基準 +20%達成	▲50%
H32年度燃費基準 達成	▲25%

※ 平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る(電気自動車等を除く)



(H29.4~H31.3) ※軽課年度:取得の翌年度分のみ

対象車	内容
電気自動車 天然ガス自動車	▲75%
H32年度燃費基準 +30%達成	▲50%
H32年度燃費基準 +10%達成	▲25%

※ 平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る(電気自動車等を除く)